

公益財団法人高知県消防協会表彰規程

(総 則)

第1条 公益財団法人高知県消防協会定款第4条第3号の表彰は、本規程による。

(表彰の区分)

第2条 前条の表彰は、次の区分による。

- | | |
|---------|--|
| (1) 表彰旗 | ア 消防機関にして規律厳粛で各般の施設充実し成績優秀にして他の亀鑑であるもの
イ 消防機関にして水火災その他の災害の現場において功労抜群の活動をなし、他の亀鑑であるもの |
| (2) 竿頭綬 | 表彰旗を授与される消防機関に準ずると認められるもの |
| (3) 功労章 | 正会員にして水火災その他災害の現場において危険を冒して功労抜群の活動を為し他の模範である者 |
| (4) 勤続章 | 正会員にして20年以上勤務し、成績優秀にして他の亀鑑である者 |
| (5) 頸彰状 | 正会員にして消防任務の遂行中殉職した者 |
| (6) 感謝状 | ア 消防長5年以上、その他の団員、職員10年以上在職して退職し、在職中消防の使命を全うし成績優秀であった者
イ 正会員以外の者又は消防機関にあらざる団体にして消防上特に功労のあった者 |

2 前項第6号の感謝状には金品を併せて贈与することができる。

(表彰者名)

第3条 表彰は総て会長の名において行う。

(表彰の具申)

第4条 市町村長（又は消防長）は第2条の表彰に該当する場合は、その事実を調査して、別に定める様式により会長に具申しなければならない。

(表彰の審査・選考)

第5条 表彰は、前条の具申に基づき理事会で審査選考のうえ行う。ただし、感謝状については、この限りでない。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月24日から施行する。